



# 士別ロータリークラブ会報

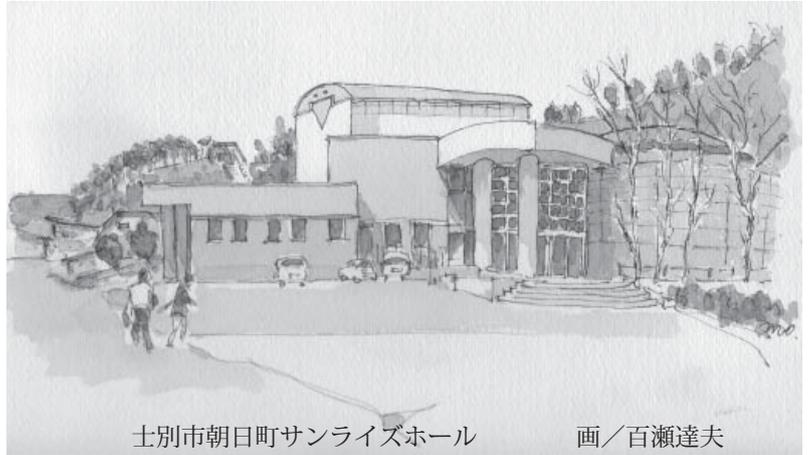
創立 1960・3・24 RI 第 2500 地区

Vol. 034 No. 2176



率先しよう

2006～2007 年度 RI 会長  
ウィリアム ビル・ボイド



士別市朝日町サンライズホール 画/百瀬達夫

**第 2255 回例会 2007 年 4 月 16 日 (月)**

**本日のプログラム**

・普通例会

例会場/士別グランドホテル  
例会日/毎週月曜日 12:10～13:10  
事務所/士別グランドホテル  
TEL 0165-23-1234

会長/大塚 勝 人  
副会長/野崎 英 男  
幹事/菊 地 博

■ 前 回 (4 月 9 日、月曜日) の記録 ■

・普通例会

司 会 若森 孝 会場監督  
齊 唱 我等の生業  
本日の出席 出席率 75% 会員 66 名中 出席者 50 名  
本日の欠席 阿達 勇、伊藤優市、犬伏彰吾、加藤 博、齊藤 進、笹野孝志、中川涼一、鍋島 秀、  
福島栄三、山口哲雄、吉川紀雄、渡辺正一、谷 温恵、泉谷 勇、大塚勝人、渡辺寿男  
メイクアップ 大塚勝人、野崎英男、渡辺寿男、志村孝幸、千葉道夫 (3 月 24 日紋別市市民会館  
「市民とロータリアンがともに地域社会を考える公開フォーラム」  
ニコニコBOX 大塚勝人 (息子さん大学入学)  
加藤諭伸 (名寄 加藤道議当選御礼)  
笹野孝志 (4 月誕生祝い)  
野崎英男 (孫 入学進学)

累計 350,000 円

例 会 予 定

4 月・ロータリー雑誌月間

5 月

4 月 2 日 (月) 普通例会・理事会

5 月 7 日 (月) 普通例会・理事会

4 月 9 日 (月) 普通例会

5 月 14 日 (月) 普通例会

4 月 16 日 (月) 普通例会

5 月 21 日 (月) 普通例会

4 月 23 日 (月) 夜間例会

5 月 28 日 (月) 夜間例会 (夫人同伴例会)

4 月 30 日 (月) 休会 (振替休日・みどりの日)

## ■会務報告 野崎英男副会長

選挙もマスターズゴルフも終わり、勝者・敗者の明暗を伝えるニュースで今朝を迎えましたが、選挙の開票作業2分後に当確を報道される現状を皆様はどの様に感じましたでしょうか。

本日は会長が不在で御座いますが、メッセージを預かって降りますのでお伝え致します。

●本日は大変恐縮ですが子供の入学式の為例会を欠席致します。会務報告は野崎副会長にお願いしました。本日は皆様に協力していただきたい事が二件あります。

●今年度社会奉仕委員会で予定していた、神社山での桜の木の植樹につきまして、士別つくも山を守ろう会様と連絡を取ってきたところですが、桜の木の苗が200本他団体から配布される事になり、ロータリークラブとして今回は労力奉仕をすることと致しました。詳細につきましては三野委員長から説明がありますが、一人でも多くの皆様のお手伝いをお願い致します。尚、予算の関係がありますので社会奉仕委員会と相談して今後の事業について検討したいと思えます。

●先日の例会で6月3日の第二分区IMについて説明いたしましたが、登録の案内がきています。各クラブから発表がある訳ですが、士別は神田会員にお願いし、マッチング・グラント事業について説明するつもりです。登録期待数は35名とお願いされています。士別、名寄の会員が多く登録しなければ、人数の少ないクラブで開催するのは大変です、理事会で出席義務者を審議していただきましたが、菊地幹事より報告致しますが、分区の友情を深める為にも大勢の登録をお願い致します。

## ■幹事報告 菊地 博幹事

今回の幹事報告は会員卓話に少し時間が必要ですので、大変失礼かと思えますが、報告書を持って幹事報告とさせていただきます。

①社会福祉法人士別市社会福祉協議会より、常務理事・事務局長退任並びに就任挨拶が届いております、前常務理事・事務局長下道国雄氏が退任し、新しく杉本正人氏就任致しました。

②士別九十九山を守ろう会近藤晴彦会長より、4月22日士別神社九十九山の桜

の苗木の植樹に関する協力の依頼があり、2日の理事会で協議の結果、社会奉仕委員会事業として、労力奉仕をお願い致す事に決定致しました、4月22日(日)午前8時30分士別神社社務所、集合9時作業開始正午まで、持参道具剣先スコップ等の、ご持参をお願い致します、一人でも多くのご参加ご協力をお願い致します。

③3月26日並びに4月2日のクラブ会報の例会予定で、5月21日早朝例会となっておりますが、幹事の報告の誤りで、5月21日は普通例会ですので、ご訂正をお願い致します。

④先程、会長会務報告にも有りました、6月3日(日)下川町で開催されます、IMインターシティミーティングの登録ですが、4月23日が最終登録締め切りとなっておりますので、大変恐縮ですが、各テーブルに登録申し込み書を置いて御座いますので、早めに申し込みを頂きますようお願い申し上げます。

⑤6月例会対外的事業の案内です、6月はロータリー親睦活動月間です。4日例会～理事会11日早朝例会18日例会25日夜間例会(本年度最終例会)6月3日(日)IMインターシティミーティング(ホストクラブ下川RC)

⑥4月16日次週の例会は、グループデスカッションと称して、各テーブル毎に、出席率向上並びに会員拡大等についてのお話しをして戴きたいと思えます、一人でも多くの出席をお願い致します、担当は、プログラム委員会担当です。

## ★委員会報告

### ◎プログラム委員会 神田英一委員長

今回の例会に尾崎会員から卓話を頂く事に成っていましたが、変更を致しまして卓事にろへん例会を致したいと思えます。打合せを例会終了後行いたいと思えますのでよろしくお願ひします。

## ★その他の報告

### ◎織戸俊二会員

パークゴルフ同好会からお知らせ致します。例会終了後打合せを致しますのでよろしくお願ひします。

## ◆卓話

### ◎南部哲男会員

特許のお話パート2と言うことで前回の続きからお話致します。

**特許でいう発明とは：**第2条（定義）：この法律で、「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいう

第29条（特許の要件）

1. 産業上利用することができる発明をしたものは、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる（公知の事実）

・特許出願前に日本国内において公然と実施された発明

・特許出願前に日本国内または外国において頒布された刊行物に記載された発明

2. 特許出願前にその発明の属する技術分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基づいて容易に発明をすることができたときは

その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない

第32条（特許を受けることができない発明）公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、

第29条の規定にかかわらず、特許を受けることができない

**特許になる発明とは：**

**1. 産業として実施できること**  
(該当しないもの)

(1) その発明が産業として利用できない発明  
・個人的にのみ利用される発明・・・

例：紅茶の入れ方

・学術的、実験的のみ利用される発明・・・例：実験方法

(2) 實際上、明らかに実施できない発明

・例：地球全体を紫外線吸収フィルムで覆う方法

(3) 人間を手術、治療又は診断する方法・・・医療行為

但し・医療機器、医薬自体は含まれない

・動物一般の医療行為は含まれない

(4) その他：永久機関

**2. 新規性があること**

(発明者が注意すべきこと)

・新規性があるということとは「公知の事実」になっていないことを言う

・「公知の事実」とは第三者だけでなく、当事者の発明も含まれることに注意・・・

出願前に自分の発明が「公知の事実」なったら特許にならない

(1) 出願前に公開しないこと  
学会発表、新聞報道、カタログ、実演会等々

(2) 新規性喪失の例外

学会発表の場合、6ヶ月以内であれば出願可能

**3. 進歩性があること**

(判断基準)・・・容易に考え出すことができないか

発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者「当業者」から見て容易に発明できるものは、進歩性がないと判断される

・「進歩性がない」「自明である」「当業者なら容易に考えられる」として拒絶される

・この基準は極めて曖昧・・・審査官の考え方ひとつ

**4. 先願であること**

・同一の発明について、二人以上が異なった日に出願された場合、先に特許庁に出願したものに特許を与える

質問：同日に二人以上から同一発明が出願された場合

解答：1時間でも先に出した方が勝ちということにはなりません法的には平等です。二人で協議をなさいということになっています。

・先願主義と先発明主義

・先願主義・・・日本、欧州ほか世界中

・先発明主義・・・米国のみ

**5. 反社会的な発明でないこと**

**6. 出願書類は規定どおりに記載されていること**

この6つの要件が整えられれば特許になります。

また時間があれば、出願から特許取得までの流れ、出願の前に一広い権利・強い特許を取るために一、出願書類の書き方、出願費用など詳しく説明したいと思います。

